



ブナリン



イワッペ



アサシヨウちゃん

### 只見町特別給付金

#### のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症による町民生活への影響に対処するため、只見町特別給付金事業を実施します。

案内文書及び申請書は、10月16日（金）の発送を予定しています。

○給付対象及び受給権者

①給付対象者は、基準日（令和2年9月14日）において、只見町の住民基本台帳に記録されている者

②受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

○給付額

給付対象者1人につき3万円

○給付申請受付期間

令和2年10月19日（月）

～令和3年1月19日（火）

（給付申請受付開始日から3か月以内となります。）

○給付申請書の配布及び給付方法

【申請書の配布】

住民基本台帳に基づき、各世帯に対して案内文書及び申請書

#### を郵送します。

#### 【申請の方法】

感染予防を徹底し、給付金の申請は次の①及び②とします。

①郵送申請

只見町から受給権者（その者の属する世帯の世帯主）宛てに郵送した申請書に記入し、同封の返信用封筒で、只見町役場に郵送します。只見町における国の特別定額給付金と申請・受給者及び支払口座が同様の場合は添付書類が不要です。

②窓口申請

左記の申請窓口に、午前8時30分～午後5時15分までの間に持参してください。

- ・役場町下庁舎 総務課
- ・役場駅前庁舎 町民生活課
- ・保健福祉課

・只見、朝日、明和振興センター

【給付の方法】

原則受給権者（世帯主）の本人名義の口座へ振込みとなります。ただし、金融機関口座がないなど、真にやむを得ない場合に限り、窓口における給付を行います。

#### ○給付開始時期

第1回目の給付は、令和2年11月6日（金）を予定しています。令和2年10月29日（木）～11月6日（金）受付分は11月13日（金）となります。以後、原則毎週金曜日までに申請書類を審査し、翌週の金曜日に受給権者へ給付します。

○問合せ先 総務課  
（Tel 82・5210）  
〈只見町新型コロナウィルス対策本部〉

### 定例教育委員会

#### 開催のお知らせ

10月の定例教育委員会を次のとおり開催します。会議は公開となりますので、傍聴にお越しの際はマスクを着用してください。

○と き  
10月27日（火）  
午後1時30分～3時  
○とこ ろ  
只見振興センター学習室1  
〈教育委員会〉

## 只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所（Tel 82 - 5240）へお問合せください。

求人名	職 種	賃 金	所在地・就業場所	就業時間	加入 保険等	必要な 免許資格
特別養護老人ホーム あさくさホーム	【正社員以外】 介護員（臨時） 雇用期間の定めあり 4か月以上	月額 148,900～ 181,100円	只見町長浜字久保田 11 電話：84-7110	交替制あり ①8:00～17:00 ②7:00～16:00 ③12:00～21:00 ④21:00～翌8:00（夜勤）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
グループホーム 和の里	【正社員】 介護業務全般	月給 156,100～ 192,900円	只見町小林字七十刈 622-1 電話：86-2008	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④16:00～翌10:00（夜勤）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
(株)コスモメディカルサポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護業務全般 送迎業務あり	月給 156,100～ 192,900円	只見町只見字原 707-1 電話：82-5006	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④16:00～翌10:00（夜勤）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
	【正社員以外】 介護補助	時給 800～ 851円		交替制あり 8:00～18:00の間の5時間程度 ※勤務時間、日数は相談に応じます。	雇用 労災	特になし
季の郷 湯ら里	【正社員以外】 レストラン・宴会などの 接客サービス	時給 800円～	只見町長浜字上平50 電話：84-2888	交替制あり ①10:00～14:00 ②17:00～21:00 ※中抜け勤務あり ※宴会などの利用者の状況により勤務時間が変更になる場合があります。	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
	【パート】 レストラン・宴会などの 接客サービス			交替制なし 17:00～21:00 ※宴会などの利用者の状況により勤務時間が変更になる場合があります。	雇用 労災	
	【パート】 調理業務全般			交替制あり ①9:00～13:00 ②10:00～13:00 ③17:00～20:00	雇用 ※労働 日数により加入 労災	
	【正社員以外】 調理業務全般			交替制なし ①9:00～14:00 ②17:00～20:00	雇用 労災 健康 厚生	
ヤマサ商店	【正社員以外】 食品製造	時給 850円	只見町叶津字入叶津 30 電話：82-3401	交替制なし ①8:30～17:00 ②10:00～15:00 ※時間、曜日は要相談	労災	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
(株) ニッコトラスト	【正社員以外】 清掃作業 4か月以上	時給 800円～	南会津町泉田字稲場 5510-1 電話：72-8577 就業場所： 田子倉電力所	交替制なし 7:30～11:30	雇用 ※労働 日数により加入 労災	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
只見町介護 老人保健施設 こぶし苑	【正社員以外】 介護員（臨時） 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 6,590～ 8,550円	只見町長浜字唱平31 電話：84-2101	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③10:00～19:00 ④17:30～翌9:30 ※勤務時間等要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
特別養護 老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 介護員（臨時） 雇用期間の定めあり 4か月以上 12月1日～	日額 6,590～ 8,280円	只見町長浜字久保田 1 電話：84-7550	交替制あり ①7:00～16:00 ②8:30～17:30 ③9:00～18:00 ④9:30～18:30 ⑤10:00～19:00 ⑥11:00～20:00 ⑦17:00～翌10:00 （※夜勤について要相談）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）

## 只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所（TEL 82 - 5240）へお問合せください。

求人者名	職 種	賃 金	所在地・就業場所	就業時間	加入 保険等	必要な 免許資格
特定非営利 活動法人 ゆいネット只見	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 就労時間 ①②: 7,200円 時給 就労時間 ③: 900円	只見町只見字原 705 電話: 82-3330 就業場所: 奥会津学習センター	交替制あり ①6:00~14:45 ②11:45~20:30 ③15:30~20:30	雇用 労災 健康 厚生	特になし

〈観光商工課〉

### 只見線にちなんだ商品の開発やおもてなしの取組等を支援します！

#### —只見線受入体制強化事業補助金について—

只見線の全線再開を見据え、地域の機運を醸成し、地域主体による利活用促進を図るため、只見線の利活用に資する下記の事業を継続的に行う民間団体等を支援します。

#### ○ 対象事業

令和2年度に実施する下記の事業が対象となります。

##### ・ 只見線関連商品等開発事業

只見線にちなんだ商品の開発、既存商品の改良  
例) 地域の食材・文化を活用した弁当や土産品の開発

##### ・ 只見線沿線地域魅力向上支援事業

沿線の地域資源の磨き上げによる観光コンテンツの充実・強化、  
利用者の利便性向上の取組やおもてなしの取組など  
例) 観光コンテンツや体験メニューの開発

#### ○ 対象者

民間団体、民間事業者（県内に主たる事業所を有するもの）

#### ○ 補助額

補助対象事業費の2/3以内、上限額20万円（1年限り） 10件程度  
※予算に限りがありますので早めに申請ください。

#### ○ 申込・問合せ先

福島県只見線再開準備室  
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎8階）  
（TEL 024-521-8736）（FAX 024-521-7887）  
（mail tadamisen@pref.fukushima.lg.jp）  
（Hp <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005g/>）

〈提出書類〉

	書 類 名	様 式
1	只見線受入体制強化事業補助金交付申請書	第1号様式
2	事業計画書	第1号様式別紙
3	収支予算書	事業計画書添付書類
4	団体の規約・定款、構成員・役員名簿	任意

※ 様式は只見線再開準備室のホームページからダウンロードできます。

〈地域創生課〉

## 町営住宅、賃貸住宅の入居者を募集します

次の住宅の入居者を募集します。住宅の事前見学を希望する場合や、詳しい内容については町民生活課（TEL 82 - 5100）までご連絡ください。

### 1. 町営住宅

○募集する団地名・構造

団 地 名	構 造	住 所
福井団地1号棟1号室	鉄筋コンクリート3階建 約67㎡	福井字前田表333
福井団地1号棟2号室	鉄筋コンクリート3階建 約67㎡	福井字前田表333
福井団地1号棟4号室	鉄筋コンクリート3階建 約67㎡	福井字前田表333
福井団地2号棟1号室	鉄筋コンクリート3階建 約71㎡	福井字前田表310
福井団地2号棟4号室	鉄筋コンクリート3階建 約71㎡	福井字前田表310
礼堂団地2号棟7号室	木造2階建 約71㎡	大倉字礼堂1152-1
大倉団地3号棟4号室	鉄筋コンクリート3階建 約71㎡	大倉字広田面1489-4
大倉団地4号棟6号室	鉄筋コンクリート3階建 約71㎡	大倉字広田面1489-3
九々生団地6号室	鉄筋コンクリート3階建 約67㎡	二軒在家字九々生916-1

○申込期間 10月26日（月）正午まで町民生活課必着

○入居資格 ①帯所得が月額15万8千円以下（※給与年収：296万8千円以下）である者  
②現に住居に困窮していることが明らかな者  
③暴力団員でない者  
④町税等に滞納がない者

### 2. 賃貸住宅

○募集する団地名・構造

団 地 名	構 造	住 所
沖下団地1号棟5号室	簡易耐火構造2階建 約45㎡	只見字沖1469-2

○申込期間 10月26日（月）正午まで町民生活課必着

○入居資格 ①所得要件なし  
②現に住居に困窮していることが明らかな者  
③暴力団員でない者  
④町税等に滞納がない者

※申込用紙及び申込み時に必要な書類などの説明資料は、役場町民生活課及び朝日・明和振興センターにあります。

※応募多数の場合は抽選により入居者の選考を行います。

〈町民生活課〉



ブナリン



イワっぺ



アサヨウちゃん

### ただみ観察の森

#### 観察会のお知らせ

只見ユネスコエコパークの自然環境とその特徴を理解することを目的とした町民向けの自然観察会を次の日程で行います。参加を希望される方は只見振興センターまでお申し込みください。

- と き 11月1日(日) 午前9時～午前11時30分
- 集合場所 只見振興センター
- 観察場所 只見振興センター
- 参加費 無料
- 定員 15人
- 持ち物 雨具、防寒具、飲み物、長靴又は歩きやすい靴、マスク
- 申込締切 10月23日(金)
- 申込・問合せ先 只見振興センター (Tel 82・2141)

※当日は、ブナの森観察終了後、ブナセンターにて企画展説明を受けてから、只見振興センター前で終了となります。

〈只見地区地域づくり委員会〉  
〈只見町ブナセンター〉  
〈只見振興センター〉

### クマに「注意」ください

この秋、全国各地でクマに襲われる被害が発生しており、只見町内でも数多くのクマの出没が確認されています。特に栗林付近で多く目撃されていますので、近くを歩いている方は「注意」ください。

また、キノコが採れる時期となります。入山する際は、十分に気を付け、鈴やラジオなどを身に付けるとともにできるだけ複数人で行動するようにしてください。朝方および夕方に田畑で作業をされる方も、鈴やラジオなどを身に付けるなどの予防策をお願いします。

なお、住宅付近でクマを目撃した場合は、農林建設課までご連絡ください。

問合せ先 農林建設課 (Tel 82・5230)

## 「空き家・空き地バンク」に登録しませんか？

売りたい・貸したい

空き家・空き地バンク

買いたい・借りたい

- ① 登録の申込み
- ② 現地調査立ち合い
- ③ バンク登録



- ・物件情報の登録
- ・ホームページ等掲載
- ・物件紹介・見学案内
- ・連絡調整など



- ① 登録情報の閲覧
- ② 利用登録の申込み
- ③ 現地見学
- ④ 物件の利用申込み

※ 町では物件の紹介のみ行います。交渉・契約等に関する媒介行為は行いません。

まずはご相談を!! ※条件によってはご登録いただけない場合もございます。要件等につきましては別途お問い合わせください。

地域創生課 創生企画係 ☎0241-82-5220 ✉kikaku@town.tadami.lg.jp

## みんなの伝言板

### ◆只見町飲食店応援 お弁当・お食事券の使用期限について

「お弁当・お食事券」の使用期限は、10月31日(土)までとなっておりますので、忘れずに期限までにご使用をお願いします。電話によるお弁当等の配達注文やゆきんこタクシー等でお出かけして取扱店でお食事など、ご近所やお友達をお誘い合わせて、ぜひご利用ください。

詳しくは、10月2日配布の「お弁当・お食事券」チラシをご覧ください。

○問合せ先 只見町商工会 (Tel 82 - 2380)

### ◆只見町ブナセンターより 自然観察会「余名沢の多様なブナ林を歩く!」のご案内

季の郷湯ら里近辺の森林で観察会を開催します。新型コロナウイルス感染防止対策として、定員を従来の半数とし、拡声器を用いて解説する対策をとります。お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

- と き 10月31日(土) 9:30~12:00
  - 集 合 9:30 季の郷湯ら里駐車場
  - 持 ち 物 飲み物、雨具、マスク ※長靴が好ましい
  - 参加費 小・中学生400円 / 高校生以上500円  
町内在住の小・中学生、高校生200円(入館料、保険料込み)
  - 定 員 15名 ※10月30日(金)までに申し込みください。
  - 申込・問合せ先 只見町ブナセンター (Tel 72 - 8355)
- ※荒天時は中止あるいは時間を短縮することがあります。

### ◆「労働保険適用促進強化月間」のお知らせ

11月は、労働保険適用促進強化月間です。正社員・パート・アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、1人でも労働者を雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

詳しくは、福島労働局総務部労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)までご相談ください。

○問合せ先 福島労働局総務部労働保険徴収室 (Tel 024 - 536 - 4607)  
会津労働基準監督署 (Tel 0242 - 26 - 6494)

### ◆多重債務・貸金業に関する相談窓口について

財務省福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方々からの相談に応じています。借金の状況をお聞きし、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行います。ご利用されている貸金業者の登録状況に関する問い合わせや不正に利用されている預貯金口座に関する相談も受け付けています。秘密厳守・相談無料です。お気軽にご相談ください。

また、国や県の登録を受けずに貸金業を営む、いわゆる「ヤミ金融」業者には十分ご注意ください。

○相談窓口 財務省福島財務事務所 理財課(福島市松木町13-2)  
(Tel 024 - 533 - 0064) ※多重債務者相談窓口専用

○受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
8:30~12:00、13:00~16:30

# ひきこもり家族教室

6ヶ月以上、自宅にとどまり続け、学校や仕事に行かない状態のことを一般的に“ひきこもり”と言います。このままでいいの？なんとかしたい…と悩んでいらっしゃるご家族のため、南会津保健福祉事務所では電話や来所、訪問等による相談をお受けしています。

また、本人の状況を知り、関わり方等を学んだり、他のご家族との交流をすることで、肩の力を抜いてホッとしていただけたら…と考え、『家族教室』を開催いたします。

どうぞお気軽にご相談、ご参加ください。

☆対象者 主に10代後半から40代くらいのひきこもりの状態にある方のご家族と支援者

☆会場 南会津保健福祉事務所 2階会議室（南会津町田島字天道沢甲2542-2）

☆時間 13時30分～15時30分

☆開催日・内容は以下のとおりです。

	開催日	内容
第1回	令和2年 11月12日（木）	1 ミニ講話「ひきこもりの要因と回復のプロセスについて」 南会津保健福祉事務所職員 2 情報提供（南会津町ユースプレイス事業について） 福島県若年者支援センター職員 3 家族交流会
第2回	令和2年 12月16日（水）	1 ミニ講話「家族の関わり方・接し方について」 南会津保健福祉事務所職員 2 家族交流会 3 情報提供

\*家族教室終了後（15：30～）、希望者には個別相談を実施します。

\*参加は無料です。教室へ参加される場合は、お手数ですが下記までご連絡ください。

\*新型コロナウイルス感染症予防のため、当日はマスクの着用と手指消毒にご協力ください。

ご相談、お問い合わせ・申込はこちらどうぞ  
**南会津保健福祉事務所 保健福祉課**  
 電話 0241-63-0305  
 （平日8：30～17：15）



## 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の方へ

### 傷病手当金

傷病手当金は、給与等の支払いを受けている国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の方が、業務災害以外の理由による新型コロナウイルス感染症の感染やその療養のために仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。

自覚症状はないが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」との判定を受け入院し仕事を休んでいる方や、発熱などの自覚症状があり療養のために仕事を休んでいる方も、傷病手当金の支給対象となります。

#### 対象者

被用者である被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者であって、かつ、労務に服することができなかった者

#### 適用期間

令和2年1月1日から**令和2年12月31日**まで（期間が延長されました）

#### 支給対象となる日数

労務に服する予定であったが労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（令和2年12月31日を超えて入院が継続する場合等は、支給を始めた日から起算して最長1年6月まで）のうち就労を予定していた日数

#### 支給額

支給額＝1日当たりの支給額（直近の連続した3月間の給与収入額の合計額÷就労日数）

× 2/3 × 支給対象となる日数

※ 1日当たりの支給額には、上限があります。

#### 申請手続等

支給申請用紙は、世帯主記入用（後期の方は被保険者記入用（表））、被保険者記入用（後期の方は被保険者記入用（裏））、事業主記入用、医療機関記入用の4種類あります。提出先の保健福祉センター（保健福祉課）、町民生活課、朝日・明和振興センターもしくは只見町ホームページから入手し、申請者・事業主等それぞれ記入（証明）のうえ提出してください。